［別　紙］

Ⅰ　運賃及び料金

1　距離制運賃

（1）距離制

ア　特定大型車

初乗運賃	1キロメートルまで	円
加算運賃	メートルまでを増すごとに	100円

イ　大型車

初乗運賃	1キロメートルまで	円
加算運賃	メートルまでを増すごとに	100円

ウ　普通車

初乗運賃	1キロメートルまで	円
加算運賃	メートルまでを増すごとに	100円

（2）時間距離併用制

ア　特定大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について　分　秒までごとに	100円
イ　大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について　分　秒までごとに	100円
ウ　普通車	時速10キロメートル以下の走行時間について　分　秒までごとに	100円
（3）深夜・早朝割増	22時から5時まで	2割増

2　時間制運賃

ア　特定大型車

初乗運賃	30分まで	円
加算運賃	30分までごとに	円

イ　大型車

初乗運賃	30分まで	円
加算運賃	30分までごとに	円

ウ　普通車

初乗運賃	30分まで	円
加算運賃	30分までごとに	円

3　料　　金

（1）迎車回送料金	1回	円

Ⅱ　運賃の割引

1　障害者割引	1割引

Ⅲ　適　用　方

1　車種区分

車種区分は次による。

ただし、特種なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

ア　特定大型車　道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。

ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。

イ　大型車　道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの、又は身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。

ウ　普通車　道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの、又は同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの、又は同条に定める軽自動車のうち乗用自動車、及びリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車、又は同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

2　距離制運賃

（1）運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。

（2）運賃メーター器は、次のような高速道路走行専用距離積算機能を有するものでなければならない。

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの。

（3）距離制運賃は、実車キロにより計算する。

（4）時間距離併用制運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。

ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く。）は適用しない。

（5）割増は、距離短縮方式とする。

（6）迎車回送料金は、運賃メーター器の表示額とする。

3　時間制運賃

（1）時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

（2）時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。

（3）時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引のみ適用する。

4　運賃の割引

（1）障害者割引は、次による。

ア　割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳、特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け厚生省公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患医療受給者証及び登録者証、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日付け厚生省保健医療局長通知）に規定する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳及び受給者証等の提示があったときに適用する。

イ　割引対象運賃は、障害者自身が乗車した区間の運賃とする。

ウ　運賃額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は上記3（2）により算出した運賃額に0．9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

Ⅳ　適用する営業区域

県央交通圏及び湘南交通圏のうち、現に認可を受けている営業区域